

格付け基準

等級 工種	A		B		C		D	
	総合点数	平均完工高	総合点数	平均完工高	総合点数	平均完工高	総合点数	平均完工高
土木一式	800点以上	5,000万円以上	750点以上	3,000万円以上	700点以上	2,000万円以上	700点未満	500万円以上
舗装	800点以上	2,000万円以上	800点未満	500万円以上	—		—	
建築一式	800点以上	1億8,000万円以上	750点以上	5,000万円以上	700点以上	2,000万円以上	700点未満	500万円以上
電気・管 機械器具設置	800点以上	5,000万円以上	700点以上	2,000万円以上	700点未満	500万円以上	—	
鋼構造物 造園・解体	750点以上	3,000万円以上	700点以上	1,000万円以上	700点未満	500万円以上	—	
その他	700点以上	1,000万円以上	700点未満	500万円以上	—		—	

※各等級の格付けは、総合点数と平均完工高の両方を満たしている必要があります。

技術者要件：

令和7・8年度名簿(R7.5.1～R9.4.30)以降は、土木一式、建築一式において、以下の要件を求めます。

等級	土木一式	建築一式
A	経営事項審査に記載された土木一式工事に係る1級技術者の数が5以上	経営事項審査に記載された建築一式工事に係る1級技術者の数が3以上
B	経営事項審査に記載された土木一式工事に係る技術者の数の合計が3以上(うち1級技術者の数が1以上)	経営事項審査に記載された建築一式工事に係る技術者の数の合計が2以上(うち1級技術者の数が1以上)
C	経営事項審査に記載された土木一式工事に係る技術者の数の合計が2以上	経営事項審査に記載された建築一式工事に係る技術者の数の合計が2以上
D	—	—

※定期申請年度(令和6年度を起点とする偶数年度)の翌年度の10月1日を審査基準日として、同日前1年以内に終了する事業年度を審査基準日とする経営事項審査の結果が、上記に規定する要件を満たしていない場合は、四半期(5,8,11,2月)毎に公表する名簿において下位等級に格付けする。

A等級に係る在籍要件：

令和9・10年度名簿(R9.5.1～R11.4.30)以降は、土木一式、建築一式において、A等級に昇級するために以下の要件を求めます。

土木一式、建築一式における、直前2回の格付け(令和5・6年度名簿及び令和7・8年度名簿の格付け)が、いずれもB等級以上であること。

※市外業者及び経常建設共同企業体は、総合評定値(P点)のみで格付けします。